二　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正関係（第八条関係）

仮想通貨交換業者の特定業務として、仮想通貨交換業に係る業務を規定するとともに、特定取引として、仮想通貨の交換等を継続的に若しくは反復して行うこと等を内容とする契約の締結等を規定することとした。

三　その他関係政令の一部改正関係（第一条～第七条、第九条、第一一条～第一四条関係）

銀行法施行令、信用金庫法施行令、特定商取引に関する法律施行令、長期信用銀行法施行令、協同組合による金融事業に関する法律施行令、労働金庫法施行令、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令、電子記録債権法施行令、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令、金融庁組織令及び財務省組織令について、所要の規定の整備を行うこととした。

四　施行期日

この政令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（同法附則第一九条を除く。）の施行の日（平成二九年四月一日）から施行することとした。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同法附則第一九条の規定の施行の日（同年三月二五日）から施行することとした。

---

**◇貸金業法施行令の一部を改正する政令**（政令第四八号）（金融庁）

1　企業グループに属する会社等が行う当該企業グループに属さないこととなってから一年以内の会社等への貸付け及びその親会社等が共同出資する会社への貸付けを貸金業の範囲から除外することとした。（第一条の二関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

---

**◇信用金庫法施行令等の一部を改正する政令**（政令第四九号）（金融庁）

1　信用金庫等において国立大学法人等の資金需要に応えるため、会員等以外の者に対する資金の貸付け等の制限の例外として、国立大学法人等に対する資金の貸付け等を追加することとした。（第一号～第三号関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

---

**◇金融商品取引法の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日を定める政令**（政令第五〇号）（金融庁）

1　金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二七年法律第三二号）附則第四条の政令で定める日を平成二九年三月三一日とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

---

**◇航空法関係手数料令の一部を改正する政令**（政令第五一号）（国土交通省）

1　本邦外の事業場について行う認定を受けようとする者が納付する手数料の額について、国土交通大臣が当該認定のため職員をその地に出張させる必要があると認めるものに限り、旅費の額に相当する額を加算することとした。（第八条関係）

2　航空保安施設の完成検査等を受けようとする者が納付する手数料の額のうち、航空機を使用して検査を行う場合であって国土交通省の航空機を使用するときの手数料の額を引き下げることとした。（別表第五関係）

3　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

---

**◇特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第五二号）（国土交通省）

1　特定損害保険契約の保険金額の下限を、一一億円に改めることとした。（第一条関係）

2　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、八、八〇六億二、二二〇万四、〇〇〇円に改めることとした。（第二条関係）

3　特定保険者交付金交付契約の納付金を、一、五〇〇万円に改めることとした。（第三条関係）

4　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

---

**◇国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令**（政令第五三号）（厚生労働省）

一　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係

1　国民健康保険組合に対して国が負担する事務費負担金（介護納付金の納付に係るものを除く。）の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を改定することとした。（第一条関係）

2　平成二八年度に係る国民健康保険組合における療養給付費等に対する国庫補助金については、平成二八年三月一日から平成二九年二月二八日までの間における療養の給付等に要した費用の額に基づいて算定するとともに、当該国庫補助金の一部については平成二九年度において補助することとする特例を設けることとした。（附則第二条関係）

二　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係

市町村に交付する基礎年金等事務費交付金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額及び福祉年金事務費交付金の算定基礎となる福祉年金受給権者一人当たりの基準額を改定することとした。（第一条関係）

三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係

1　都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。（第一条関係）

2　指定都市に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。（第二条関係）

3　市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。（第三条関係）

四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係

市町村に交付する特別障害給付金事務費交付金の算定基礎となる特定障害者一人当たりの基準額を改定することとした。（本則関係）

五　この政令は、公布の日から施行することとした。